

成果志向の目標設定の推進について（案）

1 政策達成目標明示制度の導入

- (1) 平成 22 年度から、政策達成目標明示制度（以下「新制度」という。）が導入される。新制度は、政府として最優先すべき政策について、国民に対する成果を目標として定め、達成度を評価するものであり、平成 22 年度は試行期間と位置付けられている。（新制度の概要について別紙 1）
- (2) 新制度では、政府として、最優先の目標を厳選した「政策達成目標」を定め、政策達成目標においては、あらかじめ定めた期間内に、国民のために達成する成果（アウトカム）を具体的に明示することとされている。
- (3) 新制度の詳細については、22 年度開始までに国家戦略室において指針を示すこととされ、現在、同室において検討が行われている。

2 政策評価の対応

新制度の導入に対し、政策評価においては、以下により、新制度との役割分担、連携・補完を図る。新制度は、平成 22 年度は試行期間とされており、試行期間を通じて、評価の質の改善方策を含め、政策評価の対応について検討していくこととするが、当面、以下の取組を進めることとする。

- (1) 政策評価においても、成果（アウトカム）の目標を明示することが重要である。「政策評価の実施に関するガイドライン」では、実績評価方式について、次のルールを定めている。

評価対象政策について、国民に対して「いつまでに、何について、どのようなことを実現するのか」を分かりやすく示す、成果（アウトカム）に着目した目標を設定する。

新制度と政策評価制度が相まって、政府の重要政策の成果目標の達成状況や課題を国民に明らかにし、各政策の改善・見直しにつなげていくことが重要である。新制度の導入を機に、政策評価においても、成果目標の設定を今一度徹底する。（具体策については、政策達成目標明示制度の具体的な取組内容を踏まえて検討の上、追ってお諮りしたい。）

- (2) 新制度において達成目標が設定される政策課題を踏まえ、政策評価においては、当該政策課題を構成する施策等を評価対象として設定し、新制度と政策評価制度が相まって、重要政策について全体的に評価が行われ、その成果や課題が国民に明らかになるよう対応していく。

〈政策達成目標明示制度〉

1. 政策達成目標

- ✓ 政権として最優先の大目標で構成
- ✓ 取りまとめ府省(大臣)、関係府省(大臣)を特定

トップダウンで
作成・指示

2. 達成指標

- ✓ 大目標を達成するための数値指標を設定
- ✓ インプット(投入)指標ではなく、アウトカム(成果)指標を採用

関係府省が
協力して作成

3. 達成計画

- ✓ 達成指標を達成するための政策ツール(含む規制改革)を特定
- ✓ 短期(1年)、中期(3年)、長期(10年程度)の工程表を明記

〔国家戦略室
等と協議〕

4. 自己評価(予算監視・効率化チーム)と外部評価によるフォロー

重要政策に関して国民に対する説明責任を果たすとともに、政策実行の透明性向上させ、より少ない予算で、より高い目標の達成を図る。

予算編成等の在り方の改革について（抄）

平成 21 年 10 月 23 日

閣 議 決 定

4. 政策達成目標明示制度の導入

政府として最優先すべき政策について、国民に対する成果を目標として定め、達成度を評価する「政策達成目標明示制度」を導入する。

政策達成目標明示制度においては、以下のような取組を行うこととし、平成 22 年度は試行期間と位置付ける。詳細については、年度開始までに、国家戦略室において指針を示す。

- (1) 政府として、マニフェストの工程表に掲げられた主要な事項を中心に、最優先の目標を厳選した「政策達成目標」を定める。政策達成目標においては、あらかじめ定めた期間内に、国民のために達成する成果（アウトカム）を具体的に明示する。
- (2) 政策達成目標については、その達成度をできるだけ客観的に検証することができるよう、「達成指標」を定めるとともに、それを実現する道筋を示した「達成計画」を定める。
- (3) 政策達成目標、達成指標、達成計画を説明する文書については、政府として統一的なフォーマットを定める。これに基づき、政策達成目標の達成状況について、達成指標に照らして事後評価を行い、予算が効果的・効率的に使われたかどうかを検証する。

政策の評価・検証については、政策を担当する府省が自ら行うことに加え、外部による検証を充実させる。

【第4の柱】 政策達成目標明示制度の導入により、国民に対する成果を重視

22年度予算から実施

- ① マニフェストの実施を前提として、より具体的に何を實現するか、政府として最優先の目標を厳選した「政策達成目標」を定める。この中で、あらかじめ定めた期間内に、国民のために達成する成果(アウトカム)を具体的に明示する。
- ② 「政策達成目標」については、その達成度をできるだけ客観的に検証することのできるよう、「達成指標」を定めるとともに、それを實現する道筋を示した「達成計画」を定める。
- ③ 達成状況について、事後的に政策評価を行うことを通じて、予算が効果的・効率的に使われたかどうかを検証するために、目標や成果を説明する文書について政府として統一的なフォーマットを定める。
- ④ 平成22年度は、こうした「政策達成目標明示制度の試行期間と位置づけ、年度開始までにさらに詳細を詰める。

23年度予算以降から実施

- ① 平成23年度予算編成から、「政策達成目標明示制度」を本格的に導入する。
- ② 同年度からの複数年度予算の導入とも併せ、各省は、中期財政フレームと整合的な、中期的な「政策達成目標」及び「達成計画」を定める。これに基づき、内閣及び各省の戦略計画を策定する。
- ③ 「達成指標」の定め方については、平成22年度の試行を踏まえ、さらに改善を図る。
- ④ あわせて、政策評価を活用した予算の効率化を進めるため、英国のように財政当局が評価や予算執行をチェックすることを含め、政策評価のあり方や体制についてさらに抜本的な検討を行う。その際、政策評価に関する民間のノウハウも積極的に活用していく。